

## 東京都ボート協会審判長注意

東京都ボート協会主催のレースは日本ボート協会「競漕規則」(2020年4月改訂版)によって実施される。ただし、大会やコースの状況に対応するため、大会要項に加え以下を定める。当内容が競漕規則に抵触する場合は以下を優先することとする。

1. 代表者会議は行わず、大会要項及び当審判長注意をもって諸注意を周知する。大会は「大会要項」及び「審判長注意」の内容が所属団体の代表者から必ずクルーに周知されていることを前提に運営される。
2. 組み合わせは大会前に抽選によって決定する。
3. 出艇・帰艇用のポンツーンは特に設けない。出艇時の棧橋監視は行わないが、バウポール、ヒールロープ等の安全確認は各クルーの責任において確実に実施する。各部署にて審判から適宜、安全及び服装・ブレードカラー等の確認を受けることがある。また艇計量を命じられたクルーに対しては国艇前の棧橋にて監視業務が実施される。またデッドウェイトの確認はレース前に発艇員から、レース終了後は主審によって行われる。
4. 戸田においては、通常の間漕ルールに加え、間漕クルーはレースの100m手前からレース通過まで停止していなければならない。また、間漕レーンにて練習、分漕、ストレッチャー調整を行い後続艇に支障を与える行為は禁止する。レースとすれ違う場合を除き間漕レーンでは停止せずスタート地点に向かうこと。間漕クルーが競漕水域に侵入し競漕中の艇の進行に影響を与えた場合は危険行為とみなし処分されることがある。
5. 大会中、レースの性質により、分読み及び呼び込みを日本語にて行うことがある。
6. 発艇は信号発艇または旗発艇のいずれかにて行われる。発艇マイクの状況により音声聞き取りにくい場合があるが、クルーは信号が赤から緑に変わる瞬間、或いは発艇旗が振り降ろされる瞬間を見て発艇しなければならない。
7. 他艇を接触・妨害する危険が生じた場合で着順に影響がないと判断される場合は、障害物の回避時に使用する特定の艇だけを主審が白旗で止める方法を準用することがある。
8. 伴走あるいは諸規則に違反していない限り、電気・電子的装置を使わない方法にてレース中の艇外からクルーへの助言を認める。

大会は「競漕規則」(2020年4月改訂)にて実施される。特に注意を要する条文を以下に抜粋するが、これらは確認のための要約であり競漕規則本文を正とする。

- すべてのレース艇はバウポールをとりつけなければならない。また漕手の足を保持するストレッチャー、シューズまたは他の様式の用具は、すべて緊急時に漕手が艇から速やかに離脱できる形式でなければならない。ヒールロープを使用する場合はかかとが水平以上にならないようにシューズを固定しなければならない。これらに違反している艇でレースに出場したクルーは失格となる。(10条)
- 艇の計量はレース終了後、全艇もしくは審判長が抽出した艇を対象とする。艇の重量は

シート、リガーなど艇と一体となっているものに加え、艇に固定された艇内マイク用スピーカー及びその配線も含まれる。一方、オール、バウナンバー等は艇の重量に含まれない。艇内の残留水、工具、時計、ペットボトル、水を含むことによって重さが変わるスポンジ、布類等は計量時には必ず取り除く。艇の計量を指示されたあとに艇重量に変化を及ぼす行為をした場合及び艇計量を拒否した場合は失格となる。(11条)

- 艇重量不足は BUW、発艇定刻遅れ等で発艇しなかったクルーは DNS、転覆等で決勝線に到達できなかったクルーは DNF と表記する。(定義等一覧表 15、39、40)
- 審判は次の場合に指導・警告を与える。(19条)

(1) 指導

レース中の軽微なルール違反など、レースの前後に審判が口頭で与えるもの。

(2) 警告

① 注意

レース中に主審が当該クルーに口頭と白旗によっておこなう警告

② イエローカード

航行規則違反(スタート水域停止義務違反、発艇・決勝線上での停止)、発艇定刻2分前到着遅れ、フォルススタートなどに対する警告。なお、イエローカードはその警告をうけたあとに出漕するレースが終了するまで効力が継続する。

③ レッドカード

無届けで出漕しない場合、ユニフォーム統一指示に従わない場合、ブレード不統一、デッドウェイト不携行、決勝レース以外で DNS・DNF が記録された場合、同一ラウンド2度のイエローカード、相手レーンに侵入しレースの結果に影響を及ぼす妨害・衝突を引き起こした場合等に対する警告。

- 罰則については以下のとおりとする。(19条)

(1) 最下位付置

当該レースの最下位として扱われる罰則。

最初の艇計量で規定重量に満たなかった場合(BUW)や、決勝レースにて DNS,DNF が記録された場合に適用される。

(2) 除外

以降の当該レースに参加できなくなる罰則。

2つのイエローカード或いはレッドカード相当の警告を受けた場合に適用される。

(3) 失格

その大会の全種目の参加資格を失う罰則。

バウボール・ヒールロープなど安全基準を満たさない場合、2度目の艇の重量不足、氏名・資格の虚偽申告、時間内に計量を行わない競技者、舵手を欠いてフィニッシュライン通過、艇計量対象クルーによる艇重量操作行為又は計量拒否、大会における禁止事項を行った場合に適用される。

#### (4) 排除（チームの失格）

そのチーム全体が大会全種目の参加資格を失うという重い罰則。

チーム全体が組織ぐるみで失格となる要件を犯した場合に適用される。

- 競技者及び所属団体関係者（監督・コーチ等）は安全指針に従い、レース参加に支障のないよう健康管理・安全管理・技量の維持向上に努めなければならない。特に水泳ができない・不得意な競技者の参加においては安全管理に万全を尽くすこと。（23条）
- ユニフォームとは競技者がレース中に着用するシャツとショーツ（あるいはそれらが一体となったローイングスーツ）のみをさす。（定義等一覧表 20）
- レースに出る際はユニフォーム以外のもの（アンダーシャツ、アンダーレギンス、帽子、靴下等）を着用しても構わないが、それらがユニフォームの外に出る場合は全員揃えなければならない。ただし、帽子の場合は着用者と非着用者がいても構わない。また、パーソナルアイテムとして認められているもの（眼鏡、腕時計など）に限っては全員でそろえる必要はない。（30条）
- 選手やオールと違いユニフォームは登録制ではない。このためユニフォーム変更を届ける仕組みはない。大会参加にあたっては、主催者やスタッフ、相手チームの競技者に敬意を払い、ユニフォームはきちんと統一して準備し、色あせ等がないよう留意する。
- 舵手の性別は問わない。また舵手の最低体重は男子種目 55 kg、女子種目 50 kgとし、それを満たさない場合は艇内の最も近い場所に最大 15 kgのデッドウェイトを置いて出漕することができる。舵手計量はナックル艇及びマスターズ以外すべて行う。（25条）
- 舵手及び軽量級漕手の計量は、レース時の服装ではなく、ユニフォームとして定義されたもののみで行う。ただし、パーソナルアイテムのうち、眼鏡など生活に必要な一部認められたものに限り装着しての計量を認める。計量は出漕日ごと、出漕種目ごとに各自の最初のレースの 2 時間前から 1 時間前の間に行う。公式計量直前に公式計量器を使って一度予備計量を行い確認することもできる。舵手は予備計量のあとに受ける公式計量は 1 回のみとし、必要な場合はデッドウェイトを作成する。種目ごとに定められた時間内に計量を受けなかったクルーは失格となる。また計量所の外にある計量器は各自事前計量として自由に使用して構わない。（25条・26条・30条）
- 大会要項で定められた事前変更可能期間(組合せ抽選日)を過ぎた後でも、そのクルーの大会最初のレース発艇定刻の 1 時間前までであれば競漕委員会への「クルー編成変更届」の提出をもって、所属団体に登録されている競技者の内から漕手の半数と舵手につき競技者交代ができる。シングルスカルの交代は認められないが、組合せ抽選終了以降の傷病や、競技者の責めに帰すことができない事由については、医師の診断書等、事由を証明する書類の提出により競漕委員会が出漕を認めることがある。また、レースに一度出漕した場合それ以降メンバー変更はできないが、シングルスカルを除く競技者本人に傷病などの代替不能な重大事由が生じた場合は医師の診断書等の事由を証明する書類の提出により競漕委員会がメンバー変更を認める場合がある。（27条・28条）

- 回漕クルーは、スタートエリア(0~100m)にてレース通過まで停止しなければならない、また、スタートライン、フィニッシュライン上で停止してはならない(35条)。
- 次レースに出漕するクルーは待機水域にて発艇員からレーンを割当てられる。当日のコンディションにより装着しているバウナンバーとは違う番号のレーンに割当てられることがある。各クルーは発艇員から呼込まれるまでは競漕レーンに入ってはならない。またいったんレーンが割当てられた後は、速やかにレーンに入り、自己のレーン内で練習をすることができるが、レーン外に出ることはできない。(36条)
- クルーは発艇定刻 2 分前までに所定のスタート位置に着かなければならない。クルーの責めに帰すことができない事由により発艇定刻に遅刻するクルーは、予めその理由を最寄りの審判に伝え審判長の許可を得なければならない。(38条)
- レース中、クルーが相手のレーンに侵入し、接触・妨害など自己を有利にする危険(相手に不利益を与える危険)がある場合には主審により白旗にて警告が与えられるが、それ以外に進路・操舵に関する指示は与えられない。主審は競漕クルーに対し効率的・機能的に対応できる位置に主審艇を置くため、レース展開や勝ち上がり数により遅延クルーを追い越すことがある。(45条) また、警告が与えられたにもかかわらず、着順に影響を与える結果をもたらしたクルーは除外の措置がとられる。また、再レースを行う場合は着順に影響があったクルーのみで実施される。(47条)
- レース中の不可抗力による不利益や影響、艇の故障を理由にレースの中止、または無効を主張することはできない。ただしマスターズについてはスタートエリア(0~100m)内での艇の故障時のみ、その旨を表明しレースを中止させることができる。(50条)
- 定員を欠いてレースに参加することはできない。レース中の落水により舵手を欠いてフィニッシュラインに到達したクルーは失格となる。漕手が故意によらず落水したままフィニッシュラインに到達したクルーについては着順を認める。なお、漕手が落水後自力で乗艇しフィニッシュラインに到達した場合も着順を認める。(57条)
- 除外クルーは次のラウンドに進めず着順はつかないが、決勝および順位決定戦に進んだクルーに限り、DNS, DNF の場合は最下位として着順が認められる。(59条)
- レース中、クルー関係者は定められた場所において肉声にて応援することができる。また艇内に携帯電話等を含む無線通信ができる機器を搭載してはならない。ただしタイムヤストロークレートなどの許可データ取得のための機器については交信ができないことを条件に搭載を認める。(61、63、64条)
- レースに関するクルーから審判に対する異議申立ては、まず主審によりレース終了の白旗があげられる前にクルーから拳手等による明確な意思表示にて行われる。またその際の決定に不服がある場合は、協会指定の書式により、不服がある決定がなされてから1時間以内に不服審査委員会に申し立てることができる。(75条)

ここに紹介できなかった他の条文についても必ず目を通し、競技者としてルールを知った上で大会に参加するよう努めること。